

山梨県公報

第千九百八十三号

平成二十一年

九月二十四日

木曜日

目次

県営土地改良事業計画の変更（二件）……………五二七

道路の区域変更（四件）……………五二七

公告

落札者等の決定について……………五二八

土地改良区役員の退任及び就任……………五二九

公安委員会

落札者等の決定について……………五二九

告示

山梨県告示第百八十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、県営土地改良事業（畑地帯総合整備事業大野寺地区）計画を変更したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができる。

平成二十一年九月二十四日

山梨県知事 横内正明

一 縦覧書類

変更後の県営土地改良事業計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十一年九月二十五日から同年十月二十三日まで

三 縦覧場所

笛吹市役所

四 異議申立期間

平成二十一年十月二十四日から同年十一月七日まで

山梨県告示第百八十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、県営土地改良事業（中山間地域総合整備事業芦川地区）計画を変更したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができる。

平成二十一年九月二十四日

山梨県知事 横内正明

一 縦覧書類

変更後の県営土地改良事業計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十一年九月二十五日から同年十月二十三日まで

三 縦覧場所

笛吹市役所

四 異議申立期間

平成二十一年十月二十四日から同年十一月七日まで

山梨県告示第百八十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）において、この告示の日から平成二十一年十月十五日まで一般の縦覧に供する。

平成二十一年九月二十四日

山梨県知事 横内正明

一 道路の種類

県道

二 路線名

今諏訪北村線

三 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
南アルプス市飯野字街道端三四五二番の八地先から 南アルプス市飯野字街道端三四五二番の一	旧	一一・五 四四・〇	二七・〇

地先まで	新 九・八〇	八二・一	二七・〇
------	-----------	------	------

山梨県告示第二百八十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）において、この告示の日から平成二十一年十月十五日まで一般の縦覧に供する。

平成二十一年九月二十四日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 天神平甲府線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	新	旧		
甲府市北新二丁目六九六番の二地先から 甲府市北新二丁目七〇一番地先まで	七・六〇 九・八	六・三〇 八・八		二二・〇 二四・八

山梨県告示第二百八十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十一年十月十五日まで一般の縦覧に供する。

平成二十一年九月二十四日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 甲府笛吹線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	新	旧		
笛吹市石和町小石和字神明二九〇番の一地 先から 笛吹市石和町小石和字神明二九二番地先ま で	二四・〇〇 五〇・〇	二二・〇〇 四八・〇		一四・〇 一四・〇

山梨県告示第二百八十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十一年十月十五日まで一般の縦覧に供する。

平成二十一年九月二十四日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 小石和市部線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	新	旧		
笛吹市石和町小石和字神明二九〇番の一地 先から 笛吹市石和町小石和字神明二九六番地先ま で	二二・〇〇 四七・五	二二・〇〇 四七・五		八五・〇 八五・〇

公 告

● 落札者等の決定について
次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十一年九月二十四日

山梨県知事 横内正明

- 一 落札に係る借入物品等の名称及び数量
農業大学校仮設校舎の賃貸借 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
山梨県農政部農業技術課担い手・企業参入担当 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一

三 落札者を決定した日

平成二十一年八月十八日

四 落札者の氏名及び住所

大和リース株式会社山梨営業所 山梨県甲府市国母八丁目二十一番一号

五 落札金額

三千七百七十万円

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の六第一項の規定による公告を行った日

平成二十一年七月九日

◎ 土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、笛吹川沿岸土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。

平成二十一年九月二十四日

山梨県知事 横内正明

一 退任

役職名	氏名	住 所	退任年月日
理事	武井玄次	山梨市牧丘町室伏二八〇番地	平成二十一年三月十九日

二 就任

役職名	氏名	住 所	就任年月日

理事 渡辺祐夫 山梨市牧丘町杣口六六九番地

平成二十一年九月八日

公安委員会

◎ 落札者等の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。
平成二十一年九月二十四日

山梨県警察本部長 西郷正実

一 落札に係る業務の名称

ヘリコプター・テレビシステム機上設備搭載改修工事

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

山梨県警察本部生活安全部地域課 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

三 落札者を決定した日

平成二十一年九月一日

四 落札者の氏名及び住所

日本電気株式会社甲府支店 山梨県甲府市相生二丁目三番十六号

五 落札金額

一億四千五百九十五万円

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の六第一項の規定による公告を行った日

平成二十一年七月二十三日

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 株式会社印刷 甲府市北口二丁目六番